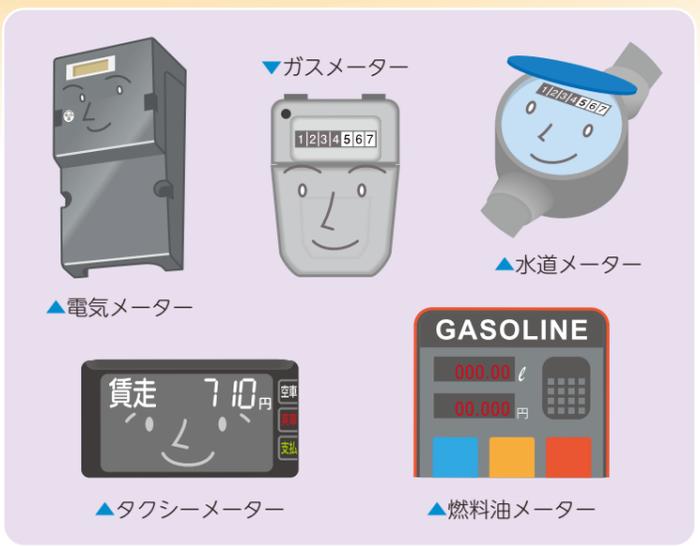


③法令で定められた計量器には、有効期間が決められているものもある。

電気メーターのように取引や証明に使用される計量器は、「特定計量器」といいます。特定計量器の種類は、計量法により定められています。

特定計量器には、ガスメーター、水道メーター、タクシーメーターなど18種類があり、電気メーターが検定を行うのと同様に、正しくはかることができるのを確かめるしくみがあります。特定計量器には、法令により有効期間が定められたものもあります。



JEMICイメージキャラクター「ミクちゃん」

電気メーターには有効期限があることを知っていますか？

電気メーター図鑑

-2-

機械式電気メーター (誘導形電力量計)

使用時期 電気が使われ始めた頃～現在

使用場所 全国の一般家庭等

- 特徴**
- (1) アラゴの円板の原理を利用しています。
 - (2) 有効期間満了後に、オーバーホールして再度検定に合格することを繰り返すことによって、長期間使用することができます。
 - (3) 機能は、使った電気の量をはかるのみです。

見つけやすさ ★★★ (スマートメーターへの切り替えが進んでいるため、数年後には見かけることが少なくなるかもしれません。)



全国のJEMIC

見学会のお問い合わせは、お近くのJEMICへどうぞ。



本社 〒108-0023 東京都港区芝浦四丁目15番7号 ☎03-3451-1181 FAX 03-3451-1364

URL <http://www.jemic.go.jp/> E-mail soumu@jemic.go.jp

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 北海道支社.....☎011 (668) 2437 | 関西支社京都事業所.....☎075 (681) 1701 |
| 東北支社.....☎022 (786) 5031 | 中国支社.....☎082 (503) 1251 |
| 中部支社.....☎0568 (53) 6331 | 四国支社.....☎0877 (33) 4040 |
| 北陸支社.....☎076 (248) 1257 | 九州支社.....☎092 (541) 3031 |
| 関西支社.....☎06 (6451) 2355 | 沖縄支社.....☎098 (934) 1491 |

電気メーターの検定・検査についてはJEMICのホームページをご覧ください

JEMIC 検索

※無断転載・転用を禁じます。

電気を売ったり買ったりするためには、どれだけ使ったかをはかって、使った電気の量から電気料金を計算しなくてはなりません。そのためには、「検定※」に合格した電気メーターで、電気の量を正しくはかる必要があります。

検定に合格した電気メーターは、各家庭などに取り付けられますが、一度検定に合格した電気メーターは、いつまでも電気の量を正しくはかることができるのでしょうか？ 多くの電気メーターは、24時間365日ずっと動き続けています。また、暑い場所や寒い場所、直射日光や潮風にあたる場所など過酷な環境で使われることもあります。どのような環境でも、常に正しくはかることができなければいけないため、電気メーターには、その種類に応じて使うことができる期間(有効期間)が決められています。一般的な家庭で使われている電気メーターの有効期間は10年間です。

では、電気メーターの有効期間についてもう少し詳しく見ていきましょう。

※指定製造事業者が行う基準適合検査(自主検査)を含みます。



電気メーターの有効期限

1 有効期限はどこで分かるの？

電気メーターの正面には、有効期限（有効期間が満了する年月）が書かれた丸いシールが貼られています。

2 有効期間はどのメーターも同じ？

有効期間は、メーターによって異なりますが、一般的な家庭で使用されている電気メーターは、検定に合格してから10年間です。工場やビルなど非常に多くの電力を使用する場所で使われている電気メーターには、有効期間が7年間や5年間のものもあります。

3 有効期限が過ぎてしまったら？

電気メーターは、電力会社（送配電事業者）が所有*しており、有効期限についても電力会社が管理しています。電気メーターは、有効期限が過ぎる前に電力会社によって交換されますので、通常は有効期限が過ぎたものを使い続けることはなく、各家庭で有効期限を確認して、取り替えの手続き等を行う必要もありません。

*ビルやマンションなどで一括受電をしている場合を除きます。

4 有効期限の表示が変わります！

これまで有効期限は和暦で表示されていましたが、平成31年（2019年）1月以降に検定に合格した電気メーターに貼られるものは、西暦での表示に変更となります。

なお、これまでの表示については、西暦に読み替えてください。例えば、35年12月と表示されている場合は、平成35年12月が有効期限であり、西暦では2023年12月となります。



▲2018年12月までは、有効期限は和暦で表示しています。この場合、平成40年（2028年）6月が有効期限です。



▲2019年1月以降は西暦での表示になります。この場合、2029年3月が有効期限です。

※指定製造事業者が行う基準適合検査（自主検査）の場合、写真とは異なるデザインのラベルとなります。

Q&Aコーナー

Q 電気メーター以外の計量器にも有効期限はあるの？

（次の選択肢から適当なものを1つ選んでください。）

- ① 有効期間があるのは電気メーターだけである。
- ② 目安となる有効期間はあるが、その期間を超えて使用しても問題ない。
- ③ 法令で定められた計量器には、有効期間が決められているものもある。

答えは次ページをご覧ください。



★電気メーターの種類ごとの有効期間などもっと詳しく知りたい方は、JEMICホームページhttp://www.jemic.go.jp/kentei/dk_kentei.htmlをご覧ください。